

運用

大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

| 調整番号 | 016-00 | 専門部会 | 総務 | 作業部会 | 人事 | 調整項目 | 諸手当等 |
|--------|---|------|----|------|----|------|------|
| 検討調整結果 | <p>【地域手当】 新規採用職員はR6(年度)当初から8市町村の配置数による加重平均(R5現在6.9%)とする。 また、次々回の地域手当改正が予想されるR16(年度)を期限とした経過措置期間を設け、柏羽藤消防職員はR6～R7(年度)の2年間、現行消防本部の地域手当の制度(R5現在10%)を適用し、以降、経過措置期間終了までは、3年ごとに段階的に0.5%減率し、R17(年度)から8市町村の配置数による加重平均(R5現在6.9%)に移行する。 富田林消防職員と河内長野消防職員はR6(年度)から現行消防本部の地域手当(R5現在6%)とし、経過措置期間終了後は、8市町村の配置数による加重平均(R5現在6.9%)に移行する。なお、地域手当が改正された場合は、改正された地域手当を上記に当てはめるものとする。</p> <p>【基本的な考え方】 ○R7(年度)地域手当が改正された場合、あらゆるケースが考えられることから、8市町村による協議のうえ決定することとし、基本的な考え方としてR8(年度)から8市町村の加重平均率に向かって減率となる職員については、経過措置として3年ごとに0.5%以内の減率を段階適用する。 ○富田林消防職員と河内長野消防職員については、R7(年度)地域手当が改正された場合、改正された率を経過措置期間中は適用することを基本とする。 ○上記の場合であっても、8市町村の地域手当改正の動向なども勘案し、8市町村の加重平均率を即時適用することも選択肢の一つとして協議する。</p> | | | | | | |

| 調整番号 | 025-00 | 専門部会 | 総務 | 作業部会 | 人事 | 調整項目 | 採用計画 |
|--------|---|------|----|------|----|------|------|
| 検討調整結果 | <p>【職員定数】 ・新組織は、現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の職員定数条例を基本とし、初任教育期間中の職員と構成市町村との協定に基づき派遣する職員は定数外とする。また、再任用短時間勤務職員についても、現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の運用どおり定数外とする。</p> <p>【危機管理部局への派遣人数】 ・構成市町村の危機管理部局への派遣は、現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の例にならい、「各市2人、各町村1人」とする。</p> | | | | | | |

| 調整番号 | 037-00 | 専門部会 | 総務 | 作業部会 | 総務 | 調整項目 | 消防協力団体との連携 |
|--------|---|------|----|------|----|------|------------|
| 検討調整結果 | <p>【婦人防火クラブ】 ・新組織の管轄する署が事務局となり、広域化前の負担金額を基本として関係市町村の負担とする。</p> <p>【柏羽藤組合消防団協議会負担金】 ・新組織の柏羽藤署が事務局となり、広域化前の負担金額を基本として関係市の負担とする。</p> <p>【柏羽藤合同消防事業推進協議会負担金】 ・新組織の柏羽藤署が事務局となり、広域化前の負担金額を基本として関係市の負担とする。</p> <p>【火災予防協会・防火協会】 ・助成金等が必要な場合は関係市町村の負担とする。</p> | | | | | | |